

国民健康保険「限度額適用等認定証」の更新

国民健康保険加入中の方で、窓口負担が限度額までとなる「限度額適用等認定証」をお持ちの方は、**有効期限が7月31日(金)まで**となっています。引き続き認定証が必要な方は、更新の手続きを行う必要があります。

現在、認定証をお持ちでない方も、該当要件を満たしていれば新規申請ができます。(70歳以上の方は申請不要の場合がありますので、事前に問い合わせてください。)

※マイナ保険証を利用すれば、「限度額適用等認定証」は不要となりますので、ぜひ利用してください。(住民税非課税世帯で、直近12カ月の入院日数が90日を超える方は、入院時食事代をさらに減額できる場合がありますので、相談してください。)

該 当 要 件 市国民健康保険に加入し、国民健康保険税の未納がない方

申 請 先 国保年金課(本館1階)、各支所(川島・山川・美郷)

申請に必要なもの

- ① 来庁される方の身分証明書(個人番号カードや運転免許証など)
- ② 住民票上同一世帯以外の方が手続きする場合は、世帯主の委任状



●問い合わせ **国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243**

国民健康保険資格確認書などの一斉更新のお知らせ

国民健康保険に加入している方の「資格確認書」または70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」が、令和8年7月31日をもって有効期限を迎えます。マイナ保険証をお持ちの70歳以上の方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には特定記録郵便で「資格確認書」を、7月下旬に送付します。届き次第、記載内容を確認してください。

なお、対象の方で「資格確認書」「資格情報のお知らせ」が8月1日までに届かない場合は、国保年金課(本館1階)まで連絡してください。

※「資格確認書」または70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」は毎年更新となります。

※70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」は有効期限がありませんので、国民健康保険の資格がなくなる日、もしくは70歳の到達月の月末まで使用できます。

また、勤め先の健康保険などに加入した方は、国保を喪失する手続きが必要です。手続きの方法については、市民生活課まで問い合わせください。

●後期高齢者医療制度 加入の案内

65歳から74歳で、一定の障がいがある方は、現在加入している健康保険を喪失させて後期高齢者医療制度へ加入することができます。後期高齢者医療制度に加入することで、医療費負担割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。所得や世帯などの状況により異なりますので、詳しくは国保年金課まで問い合わせください。

一定の障がいとは

- ・国民年金法などによる障害年金1・2級
- ・身体障害者手帳1～3級および4級の一部(音声機能、言語機能、下肢障害の一部)
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ・療育手帳A1・A2

加入に必要な手続

障がいの状態を明らかにするための書類(※)とともに、国保年金課への申請が必要です。
(※)この中のうちどれか一つ

- ・国民年金証書
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳

●問い合わせ **国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243**
市民生活課 ☎22-2210 FAX22-2245

国民健康保険の入院時の食事代が変わりました

国民健康保険で受けられる給付のうち、入院時の食事にかかる標準負担額が、令和8年6月1日から次のとおり変更されました。



一般の被保険者(下記以外の人)		1食 550円 ※1
住民税非課税世帯および70歳～74歳で低所得者Ⅱの人 ※2	90日までの入院	1食 270円
	過去12カ月の入院日数が90日を超える入院	1食 220円
70歳～74歳で低所得者Ⅰの人 ※3		1食 130円

※1 指定難病の方などは330円です。また、精神病床長期入院患者については260円です。

※2 低所得者Ⅱ：国保被保険者全員と世帯主が住民税非課税の世帯の人。

※3 低所得者Ⅰ：国保被保険者全員と世帯主が住民税非課税かつ各種収入などから必要経費・各控除を差し引いた所得が0円となる世帯の人。

●問い合わせ **国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243**

人権とぴくす

こだま会館の活動

当館では、「差別をさせない・差別を許さない」を合い言葉に、人権差別の解消を目的とし、地域のコミュニティセンターとして、地域住民とともに人権啓発活動に取り組んでいます。

●各種講座の開催

地域住民が交流を深め、教養の向上を図ることを目的として、次の講座を実施しています。

- 生花 ○ヨガ ○料理
- カラオケ ○着付け
- カラーリング

講座を希望する方は、当館までお問い合わせください。

●相談事業

ハローワーク吉野川主催で、巡回職業相談を年6回(奇数月)、また元気生活プログラムとして、長寿いきがい課による口腔ケア、栄養の話、楽しい脳

体操、介護予防体操、栄養の話を実施しています。

●地域交流促進講座

当館では毎年、敬老秋祭り、先進地視察研修、こだま祭などを実施しております。地域の方々が一堂に会し、交流を図り親睦を深めています。

●今後の会館づくり

「差別のない明るいまちづくり」をめざし、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、地域住民とともにさまざまな活動を展開しています。高齢化が急速に進んでいることから、人権と地域福祉連帯の枠組みとしての位置付けが肝要であると考えます。

誰もが気軽に立ち寄ってもらえるような、住民交流の拠点となる会館づくりをめざしていきます。

●問い合わせ

人権課
☎22-2229・FAX22-2247
こだま会館 ☎25-2221